

放射性同位元素等の規制に関する法律(RI 規制法)施行規則の改正(R5.10.1～)に伴う、放射線測定器の点検および校正について

お客様のご希望に応じて、RI 規制法に対応した点検および校正をご提案いたします。
製造メーカーとして行う点検校正となりますので安心してご依頼いただけます。
ぜひ、当社での点検校正をご検討ください。

◇シリーズ別点検および校正概要

校正作業にあたっては事前に点検作業を行い、装置の健全性を確認した上で行います。

主な対象製品		法改正前	法改正後
(現地作業) ・放射線モニタシステム ・液体シンチレーションシステム ・オートウェルガンマシステム ・放射能測定装置	点検	・測定部、検出部の性能確認等を実施	・従来と同じ 法改正に対応
	校正	・点検における性能確認の一部として、線源を使用した効率試験や感度確認を実施 ・結果は点検結果として報告	・一部の装置では、試験方法を見直して法改正に対応した校正を実施 ・結果は校正結果として報告 法改正に対応
(引取作業) ・サーバイメータ ・個人被ばく線量計	点検	・測定部、検出部の性能確認等を実施	・従来と同じ 法改正に対応
	校正	・弊社校正施設において校正を実施し、校正結果を報告	・従来と同じ 法改正に対応

※旧型式など一部の装置については、校正ができないものがあります。

◇弊社の校正結果

校正については、校正結果として「校正証明書」または「試験成績書」を発行します。

規則第20条の校正

【従来の一般の校正】

一般に校正方法として確立している方法(校正方法を規定したJISに準拠など)によって行う校正

【規則第20条の校正の例として加えられた校正】

一般に校正方法として確立している方法以外に、予防規程ガイドの中で「規則第20条の校正」※1として示された内容によって行う校正



校正証明書を発行



試験成績書を発行
(規則第20条の校正に対応している旨を明記)



※1 「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」(原規放発第22031617号)の別紙「規則第20条に係る測定の信頼性確保について」の「2-2「校正」について」に記載される「規則第20条の校正」

校正の間隔は、長くなるほど精度不良が判明した場合に、測定結果の信頼性が疑われる期間が長くなります。
対象装置の測定精度の維持のために、年に1回以上の点検および校正を推奨しております。

お客様の運用計画に基づいた点検および校正について、お気軽にご相談ください。

<お問い合わせは弊社支店・営業所までお願いいたします>

アロカ株式会社

〒180-0006 東京都武蔵野市中町1-20-8 大樹生命三鷹ビル2F

<https://www.aloka.co.jp>